

令和3年第2回川西町 議会定例会会議録

令和3年6月14日 月曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木 幸 廣 副議長 伊 藤 寿 郎

出席議員（13名）

1番 井 上 晃 一 君	2番 遠 藤 明 子 君
3番 渡 部 秀 一 君	4番 寒 河 江 司 君
5番 吉 村 徹 君	6番 島 貫 偕 君
7番 伊 藤 進 君	8番 神 村 建 二 君
9番 橋 本 欣 一 君	10番 淀 秀 夫 君
11番 高 橋 輝 行 君	13番 伊 藤 寿 郎 君
14番 鈴 木 幸 廣 君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長 原 田 俊 二 君	副 町 長 山 口 俊 昭 君
教 育 長 小 野 庄 士 君	総 務 課 長 大 滝 治 則 君
安全安心課長 後 藤 哲 雄 君	財 政 課 長 坂 野 成 昭 君
まちづくり課長 針 生 富 雄 君	政策推進課長 遠 藤 準 一 君
住 民 課 長 近 祐 子 君	福祉介護課長 原 田 智 和 君
健康子育て課長 金 子 征 美 君	産業振興課長 井 上 憲 也 君
農地林務課長 ・農業委員会 事務局 長 内 谷 新 悟 君	地域整備課長 奥 村 正 隆 君
会計管理者・ 税務会計課長 有 坂 強 志 君	教育文化課長 安 部 博 之 君
農 業 委 員 会 長 大 沼 藤 一 君	監 査 委 員 島 貫 憲 明 君

財 政 主 幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 (第 2 号)

令和3年6月14日 月曜日 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

1. 淀 秀 夫 君
2. 神 村 建 二 君
3. 吉 村 徹 君
4. 遠 藤 明 子 さん

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回川西町議会定例会第4日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問を通告された方は6名でありますので、本日と明日行うこととし、本日は4名の方の一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第1順位の10番 淀 秀夫君は質問席にお着きください。

第1順位、淀 秀夫君。

(10番 淀 秀夫君 登壇)

○10番 おはようございます。

このたび新しい庁舎ができ、私としては心を新たにしております。

新型コロナウイルスでお亡くなりになった人や、感染した人たちに、心からお見舞いを申し上げます。世界に蔓延している新型コロナウイルスが、山形県でも感染が広がっています。川西町も対応が求められています。

山形県は、新型コロナ感染防止のための新しい生活様式の実践をしようというのぼり旗を作りました。1,200本ののぼり旗を県内各市町村に配り、対策の強化を図っています。このうち川西町では30本が配られ、各地域に立てられました。こののぼり旗は、3つの密を避けようという主張が書かれております。換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、身近で

会話や発声をする密接場面の3つの訴えを行っております。もちろん正しいマスクの使い方やしっかりした手洗いの方法をも挙げられています。この3つの密に対する対策は、町では行政にどのように生かしていますか。お聞きします。

一般的には、3つの密に対する対策の中に、これまでの雑談を減らし、時間を大切にすることや、不要不急の外出を自粛することなどが挙げられています。

現在、山形県では2,015人の感染者が出ており、また、死亡者も多く出ています。川西町では6月14日現在で30人の感染が行われています。コロナ禍で、高校生を含めたクラスターによる感染も出ております。

日本では、ようやく予防ワクチンが全国的に始まりました。しかし、ワクチン予防の電話がなかなか通じなくて、国のやり方に疑問を訴えている声がたくさん出ております。

川西町もしかり、いら立ったほどの、通じないとの声が寄せられてきました。私も何とか電話を通じ、5月12日と6月2日の2回の接種をできましたが、まだまだ予約ができない人が多くいることは事実です。今後の予約方法は同じやり方になるでしょうか。川西町として今後の予約方法を考えていませんか。

県で上げている新しい生活様式を実施することには、これまでの私たちの生活も少しずつ変えていかなければならないと思います。身近なこととしては、運動会やお祭り、集会など、多くの人たちが集まる場所での感染対策をどうしていくか、各自治体としては対策が必要になると思いますが、町当局としての対策方針はあるのかお聞きします。

かつて日本では、大正時代にスペイン風邪がはやり、40万人も亡くなったと言われております。疫病の退散がよく言われ、小松町では旗があります。ニュートンは、世界でペストが流行したときに、万有引力を発見したと言われております。災いが転じて福となるとあるが、ニュートンの場合はそういう事実のようです。私たちもコロナ予防の一環として、新生活様式を少しでも実施しなければならないと私は思います。

国内の新型コロナウイルスの感染者数は77万2,000余りとなっています。中国の武漢で最初に発生した新型コロナウイルスが、瞬く間に世界中に広がり、最近、感染の強い変異ウイルスも広がりつつあります。川西町では、新型コロナウイルスによる影響により、個人や企業経営にも影響が出ている。早く収束することを切に願う一人です。よろしく。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 淀 秀夫議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナ対策についての新型コロナ新生活様式実践の対策はについてであります。新生活様式実践対策は、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき示されたもので、感染症拡大防止のため、これまで以上に飛沫感染や接触感染、さらには近距離の会話などでの感染拡大を防ぐため、日常生活で実践するものであります。

この様式の普及・啓発のため、昨年度山形県が新生活様式のぼり旗を2,200本作成し、県内市町村に配布、本町においては30本の提供を受け、公共施設を中心にして各地区交流センターや川西町フレンドリープラザ、川西町農村環境改善センター、JR羽前小松駅、かわにし森のマルシェ、川西町浴浴センターまどか、川西町交流館あいばる及び役場庁舎内外に昨年7月から設置し、感染症対策意識の啓発を図ってまいりました。

議員ご質問の3つの密に対する対策を、町での行政にどのように生かしたかであります。町のコロナ対策については、県内、町内の感染状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策本部会議をこれまで38回開催し、情報の収集及び共有、対応策の協議、情報の発信などを行いながら、感染症拡大防止対策を講じてまいりました。

3つの密の対策を組み入れた新しい生活様式の実践例としては、密集、密接、密閉の3密の回避や、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指消毒、毎朝の体温測定、小まめな環境をはじめとする基本的な感染対策であり、継続して社会全体で定着させることにより、社会経済活動の維持と感染防止の両立を持続的に可能とするものと考えております。

会議の開催では、オンライン会議の推進、人の移動では、感染が流行している地域との移動制限、また、イベント開催の目安では、発熱や感冒症状のある方の参加自粛、参加者の連絡先の把握、施設の収容人数の上限の段階的な設定、観光振興では、人との間隔を確保することを条件として県内から徐々に県外まで観光客の流入を拡大するなどの対策を講じてまいりました。

役場における新生活様式の対応では、一人一人が基本的感染対策を徹底することが重要と考え、1、身体的距離の確保として、来庁者の座席間の確保やアクリル板の設置、職員の座席間の確保、2、マスクの着用の実践をはじめ、予備マスクの執務室・窓口への配備、3、手洗いの徹底のほか消毒機器等の設置による手指消毒の強化・励行、サーモグラフィーカメラ設置による入庁者の体温確認、定期的な施設内の換気を図るとともに、消毒の実施などの対策を講じております。

町内事業者の新生活様式の実践では、町内事業者の新生活様式への取組を後押しするため、令和2年度山形県新生活様式対応支援事業の取組を、県と町との協調事業として進めてまい

りました。この事業は、新型コロナからの経済回復に向け、中小企業・小規模事業者が新しい生活様式に対応するために行う前向きな設備投資等の取組を後押しするため、山形県知事が認定したものに対し補助金を交付する事業であり、本町からは78の事業者がこの補助金を受け、新生活様式に対応するための設備投資等に取り組んでおります。

次に、多くの人が集まる場での感染対策については、県によるお祭りなどの開催基準が示されており、例えば地域でのお祭りについては、参加者がおおよそ把握できるものは、適切な感染防止策を講じ対応することとし、一方、全国的または広域的に人の移動が見込まれるものや、参加者の把握が困難なものについては、中止を含め慎重に検討することとなっております。

これらの開催基準の大前提は、感染拡大防止対策に万全を期すことであり、発熱や感冒症状のある方の参加自粛、3密回避、手指の消毒、マスク着用、参加者の連絡先の把握など、主催者、参加者の対策を徹底した上で開催する必要があります。

特に町民の皆さんにとって身近な地域内の会議などは、ほとんどは顔が見える方々の集会でありますので、3密を回避するための参加人数の制限、感染拡大防止対策を講じていただきながら開催していただきたいと思っております。

本町でも、新型コロナウイルス感染症が長引き、個人や事業者に大きな影響が出ており、感染収束を図るため、新しい生活様式を一層推進してまいります。

次に、予防ワクチン国のやり方に疑問、今後の予約方法についてはありますが、現在、65歳以上となる高齢者へのワクチン接種に取り組んでおります。

国では、3つのパターンの接種方法を示しており、1つ目は、自治体で接種会場、期日を定め、会場に集まっていただき接種する集団接種、2つ目には、基礎疾患等をお持ちの方が、日頃より受診治療されているかかりつけ医で接種を受ける個別接種、3つ目は、この2つを併用して接種するパターンであります。

本町では、医師、看護師、薬剤師等医療関係者の皆様の多大なるご協力を得て、当初は集団接種先行とし、現在は3つ目の個別接種との併用方式で実施しており、さらに高齢者施設入所者等への接種も取り組んでおります。

貴重なワクチンを無駄にしないため、国からの指導により、集団接種を希望する方が自ら予約を申込みいただくことといたしましたが、予約申込みでは電話がつながりにくい状況となり、その結果、多くの町民の皆様にご迷惑をおかけしました。当初、国からのワクチン供給が不透明なことから、町として全体的な接種スケジュールをお示しできない中での単発的

な予約受付となり、町民の皆様は少しでも早く接種したいとお気持ちから、集中する結果となったものと考えております。

現在は、受付電話回線を4回線から8回線に増設するとともに、電話予約以外でもインターネットでの予約も行っております。併せて医療機関に直接申し込んでいただく個別接種も推進しており、予約方法、接種方法ともに複数用意している状況であります。

また、今後開始される64歳以下の方々への接種では、年齢別に接種券等を発送し、申込み集中を緩和するなどの手法について検討をしているところであります。

以上、淀 秀夫議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 淀 秀夫君。

○10番 町長からいろいろなことをお聞きしました。

○議長 淀議員、お立ちになって質問願います。

○10番 この新型コロナウイルスというのは、中国の武漢から発生したとされているんです。それで、最近まだ感染の強い変異ウイルスが出ているわけですよね。ということは、私に言わせると、武漢でやったウイルスと変異ウイルスが、こういうふうに同じように起こる可能性があるんですよね、やっぱり。だから、こういうものがもう少し、日本も武漢に対して、もう少し何かあったんじゃないかというものを、疑問を持つのがいいんじゃないかというのが私の考えなんです。

町長はその辺が、やっぱり私みたいに、そういう異変が起きていることに対して、なぜ起きたかということをお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 大変申し訳ございませんが、通告の中にそういった内容がございませんので、答えは準備しておりません。

○議長 淀 秀夫君。

○10番 私はこういう専門的なものは分からないんですけども、町長が言ったサーモグラフィカメラ装置というのは、川西町にもつくっているんですか。その辺どういうカメラか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 役場もそうですし、また、公共施設、プラザとかまどかとか、入り口のところに顔を合わせると、体温平常とか、そういうふうに発声している、あのカメラでありまして、本町ではつくっておりませんが、昨年コロナ感染症の交付金を活用して各施設等に、また、交流

センターなどにも配置させていただいております。

○議長 淀 秀夫君。

○10番 今回はこの予防ワクチンが、非常に電話をかけてもなかなか通じないというものね。私はたまたま3回目で3日目に当たったんです。そして、よく聞いてみると、電話を受けておった人は、南陽の人だったですね。南陽の寒河江さんとかという男の人だったけれども、分かりますか（笑）。

とにかく、なかなかかからないんですよ。それで、最近、今、話が出ましたように、かかりつけの医者でもやってもらえるということなんですよ。うちの家内はかかりつけの医者にやってもらっています。だから、私はたまたま3日目にその電話が引かかったということで、だけれども、ほとんどの人はもう頭にきているんです。それはやっぱり高級官僚、東京官僚というのは東京中心でしょうけれども、そういう人たちがインターネットを使えとか、我々80歳の人たち、60歳以上か、そういうのも平気で何か言っているけれども、ちょっと異常じゃないですかね。その辺は町長は感じなかったんですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ワクチンの予約状況などについては、金子健康子育て課長から説明をさせたいと思いますけれども、淀議員がおっしゃるとおり、電話がつながりにくい、また、すぐいっぱいになって、いつワクチンを接種できるんだ、予約できるんだという声はたくさんいただきました。大変申し訳なかったなというふうに思っております。

ワクチンが配分されている量が1箱、2箱というレベルでしかなくて、我々からすればできるだけ65歳以上の方々みんながオープンという言い方はないんですが、誰でも予約できるような形で、何か制約することなくて、私たちは平等に接種できればなという、予約できればなということで考えましたけれども、国から後では年齢を区切ったほうがよかったのではないかと、地区を区切ったほうがよかったのではないかと、私からすれば平等にスタートしたほうが良いという判断をしたんですが、あるいろんな混乱が生じた中で、国の見直しなどもあったところでもあります。64歳以下の皆さんについては、そういったところも十分配慮しながら対応していきやいけないなというふうに思っております。

現況の予約方法等については、金子課長から説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長 金子健康子育て課長。

○健康子育て課長 ご指摘があったワクチンの予約に関してでございます。

確かに1回目の予約のときには、電話だけの対応とさせていただきました。高齢者の方々からなかなかつながりづらいという連絡が、私のほうにも何件も来ました。そのときは、電話の回線が4回線で実施していたということもあって、次の予約受付のときには倍の8回線という対応もさせていただいたところでもあります。

なお、高齢者の方からは、将来的にはインターネットでの受付も始めますということを示し上げたんですが、やはり議員がおっしゃったとおりに、私どもはインターネットはできないんだなんていう高齢の方もたくさんいらっしゃったんですが、1回目のときに、ご家族の方で、高齢のおじいちゃん、おばあちゃんの代わりに申し込むという、若い方からの電話もありまして、その方々からは、インターネットでの予約をとにかく早めに開始してもらいたいという要望も、一方でもあったという事実もあったわけでございます。そちらのほうも勘案いたしまして、1回目、2回目は電話回線のみだったんですが、3回目の予約受付からは、インターネットも含めた形で、電話とインターネットを併せた形で予約を受け付けさせていただくというような方式に変えているところでございます。

以上でございます。

○議長 淀 秀夫君。

○10番 本町では、78の事業所が補助金を受けているということになっているんですね。私はこの質問はしなかったけれども、ほかのところでやっぱりこの話はよく出るんです。

それで、商工会を通していいのかどうか分かりませんが、もう少し町のほうで、この事業をしている人、そういう人を考えてもらいたい。例えば床屋さんなんか、やっぱり疑問を持っているようなんです。それは、町として、認めていないかどうか分かりませんが、そういうのは疑問を持っている人が結構いるんです。その辺は、これからどういう、まあ78の事業所はあったというけれども、もっともっとあるんじゃないかと私は思いますけれども、どう思いますか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 これは、感染が流行しているという中で、事業、経済活動を支援するという中で、感染防止を積極的に取り組む事業者さんへの前向きなといいますか、感染を広げない、しかし事業も継続できる。そういう形での前向きな投資に対する支援でありますので、内容については井上産業振興課長から説明させますので、よろしくをお願いします。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 本日の回答の中では、令和2年度の取組として、過日の議会の全員協議会で

もご報告を申し上げます内容につきまして記載をさせていただいておりますのでございます。

議員からご指摘のございました、いわゆる業種が限定されているのではないかとご指摘につきましては、令和2年度につきましては県との協調事業としてこの事業を実施し、その際県より示されました業種に限定をした形でこの取組を進めたところでございます。よって、ご指摘のようなご意見をお持ちの事業者の方もいらっしゃるということふうに思います。

一方、今年度につきましては、令和3年度も町独自の新生活様式に対応した支援事業を、過日補正予算として計上をし、創設をさせていただいたところでございますが、その際には、ご指摘のございました内容等も踏まえつつ、業種を限定せずに、現時点では支援策を講じておるところでございます。

○議長 淀 秀夫君。

○10番 まあこのコロナウイルスに、何か毎日が、そういうことだけが意識して、今、生活しなきゃならんような状態なんです。今、川西の場合は30人感染して、それで、山形県も2,015人ということのようですけども、日々こういうコロナウイルスのことで生活しなきゃならんというのは情けないことなんですよね、これ。本当にこれを何とか早く対応していつて、これを終わることを願って、私は終わらせてもらいます。どうもありがとうございます。

○議長 淀 秀夫君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時30分といたします。

(午前10時04分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

○議長 ここで、暫時休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午前10時30分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長 第2順位の8番神村建二君は質問席にお着きください。

8番神村建二君。

神村建二君。

(8番 神村建二君 登壇)

○8番 おはようございます。

事前に通告してありますように、今回は2つのテーマについて質問をいたします。

その1つは、ヤングケアラーの対応についてであります。

ヤングケアラーの問題が、今、注目されている。ヤングケアラーとは、家族の介護やケア、身の回りの世話を担う18歳未満の子供のことで、高校生や中学生、あるいは小学生の子供が大人の代わりに家族の介護や兄弟の世話をする、そういう現象であります。

厚労省が4月に公表した全国調査では、公立中学の2年生の5.7%、公立高校2年の4.1%が家族の世話をしている、20人に1人がヤングケアラーとなっている状況にあります。調査によると、ヤングケアラーは1日平均4時間を家族の世話に充てており、学業にも影響が出ているという。さらに問題なのは、そうした子供の3分の2が、悩みや現在の状況を誰にも相談していない現実にあります。

こうしたヤングケアラーに対して、国は来年度以降の財政支援を検討し、子供が相談しやすい体制をつくと報道されております。

先進国イギリスでは2014年に法律を制定し、地方自治体に対して、ヤングケアラーを特定し適切な支援につなげることを義務づけております。

ヤングケアラー向けの主な支援策として考えられているのは次の点である。

福祉、介護、医療、教育などの現場でヤングケアラーに関する研修などを推進する。

SNS、オンラインなど、子供が話しやすい相談支援体制を、支援者団体とつくる自治体を支援する。

スクールソーシャルワーカーなどの配置支援や、民間の学習支援事業と学校の連携を促進する。

子供を介護力とせず、居宅サービスの利用などに配慮するように自治体に周知する。

幼い兄弟を世話するヤングケアラーがいる家庭の家事や子育てなどの支援の在り方を検討する。

これらのことを踏まえ、学校を含め行政の役割として、困難を抱えた子供や家庭を見つけて支援につなげていくことが大変重要である。

ヤングケアラーについて、本町の実態と対策について伺います。

①ヤングケアラーの現況について。

②ヤングケアラーの対策について。

2つ目のテーマは、コロナ禍の学校健康診断の課題についてです。

コロナ禍でも子供の健康診断は重要な事業の一つである。

先頃、県内の学校の健康診断において、昨年度要受診と判定された子供の43%が医療機関に行っていないとの調査結果を、県保険医協会がまとめたとの報道があった。未受診率は高校生が75%、中学生が46%、小学生33%であった。また、診療科別では歯科48%、眼科41%、内科40%が未受診であった。

要因については、子供の健康への理解不足、保護者が共働きなどのほか、コロナによる受診控えが目立っていた。

コロナが健康に与えた影響について、44%が「ある」と回答し、その内容は肥満49校、視力低下32校のほか、保健室登校、虫歯が挙がっていた。

県保険医協会では、コロナ禍で子供の健康の悪化が顕著になり、将来の健康格差も懸念される。今こそ自治体や学校医らが連携し、保護者への啓発を図る必要があると指摘している。

本町の実態と対策について伺います。

①要受診と判定された子供の未受診率は。

②受診率向上の対策は。

以上、質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 神村建二議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ヤングケアラーの対応について、ヤングケアラーの現況についてであります。ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行う18歳未満の子供のことであり、世話をする対象は、兄弟、父母、祖父母が多くを占めております。

議員からご紹介ありました全国調査については、厚生労働省と文部科学省が昨年12月から本年1月にかけて、全国の公立中学校1,000校並びに全日制公立高等学校350校を抽出し、そ

れぞれ2年生にインターネットによるアンケート調査を実施し、1万3,000人より回答があった内容を基に発表されたものであります。

山形県健康福祉部でも、昨年度、各市町村に事例調査を実施し、現在取りまとめ中ではありますが、お聞きしたところでは、県内では数件確認されたとのこととあります。なお、本町においては、現在まで確認されておられません。

次に、ヤングケアラーの対策についてであります。今後、厚生労働省と文部科学省合同で支援制度を検討してきますので、その内容を受け、本町として支援策を講じていく考えであります。

なお、ヤングケアラーに限らず、日常的に小・中学校において各児童・生徒、家庭の様子に気を配り、問題が生じている場合は状況把握に努め、案件によっては町要保護児童対策地域協議会等で関係組織・団体間で情報を共有しながら、対応策の検討や様々な支援を行っておりますが、さきに申し上げましたとおり、現在のところ本件についての確認事例はないところとあります。

しかしながら、まだヤングケアラーという言葉自体が浸透しておらず、自分が該当すると理解していない子供がいることも想定され、相談に至っていない場合もあると考えられますので、まずはヤングケアラーの概念について小・中学校を通じ周知を行うとともに、町報等でも広く町民に伝えていきたいと考えております。

以上、神村建二議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長小野庄士君。

(教育長 小野庄士君 登壇)

○教育長 次に、コロナ禍の学校健康診断の課題について、要受診と判定された子供の未受診率はについてであります。学校における健康診断は、毎学年定期的に実施されており、検査項目については、歯科、眼科、視力検査、耳鼻科、聴力検査、内科等となっております。

議員のご質問にありますとおり、山形県保険医協会では、今年2月から3月にかけて、県内全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を対象に、昨年度実施された学校の健康診断で要受診と診断された子供の未受診率や、新型コロナウイルス感染症による影響などについて調査を実施しました。

このことを踏まえ、本町においても町内の状況を詳細に把握するため、全小・中学校を対象に再調査を行ったところとあります。

小・中学校ともそれぞれの検査項目で実施日が異なるため、項目ごとの受診者数に若干の

差異がありますが、おおむね小学校で640人、中学校で393人が健康診断を受診しました。

小学校での要受診者数については、項目ごとに歯科で270人、眼科で11人、視力検査で176人、耳鼻咽喉科で126人、聴力検査で4人、内科等で35人となっており、このうち未受診者数は歯科で77人、眼科で1人、視力検査で34人、耳鼻咽喉科で42人、聴力検査でゼロ人、内科等で13人となっております。

同じく中学校の要受診者数については、歯科で244人、眼科で3人、視力検査で200人、耳鼻咽喉科で187人、視力検査で2人、内科等で6人であり、このうち未受診者数は歯科で152人、眼科で2人、視力検査で79人、耳鼻咽喉科で139人、聴力検査で1人、内科等で5人となっております。

小学校及び中学校とも歯科、耳鼻咽喉科、視力検査で要受診者数並びに未受診者数が多い状況となりましたが、それぞれの項目での疾患等については、歯科で虫歯と歯並び・かみ合わせ異常の割合が多く、耳鼻咽喉科では、多くが花粉症、アレルギー性鼻炎などの鼻・副鼻腔疾患であり、そのほとんどが経過観察となっております。また、視力検査においては、視力1.0未満の児童・生徒に対し、眼科への受信を勧めているところであります。

なお、新型コロナウイルス感染症による健康への影響については、多くの学校で肥満や視力が低下した児童・生徒の増加を挙げており、コロナ禍の中で自宅で過ごす時間が多くなったことによる運動不足や生活リズムの乱れ、また、テレビやゲームをして過ごす時間が多くなったことも要因であると分析しているところであります。

未受診となっている要因としては、「保護者が共働き」との回答が一番多く、次いで「子の健康への理解不足」、「ひとり親家庭」の順になっており、県保険医協会が取りまとめた内容と同様、保護者の意識や家庭状況との関連が深いと捉えているところであります。

ただし、昨年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染を恐れて受診控えが生じたり、学校が臨時休業となったことで学校健診が遅れ、再受診する日の選択幅が狭まったことなど影響しているのではないかと考えております。

次に、受診率向上の対策はについてであります。それぞれの学校において、養護教諭を中心に受診率向上に向けて取り組んでおります。

具体的には、保護者宛てに配布しております保健だよりやPTAだより、学校・学級だよりなどの紙媒体や、学校のホームページを活用し、学校医からの医学的な話題をはじめ、校長や養護教諭からの予防や治療、指示など、健康に関する呼びかけや情報提供を行っております。さらには日々の生活の中で、昼食後の歯磨きの励行など、習慣づけなども徹底して行

っております。

また、要治療と診断された児童・生徒の家庭に対し、治療の指示書を送付するだけでなく、その後の治療経過を把握し、なかなか進展しないときには、学期ごとに実施される授業参観時での個別指導や通知票への記入など、あらゆる機会を捉えて家庭との連携を重視した取組を実施しているところであります。

今後、さらに各学校での様々な努力にもかかわらず、依然として大きな改善が見られない場合は、これまで実施した取組に加えて、予防の段階からの徹底した個別指導や家庭での過ごし方など、生活全般にわたって個別指導を実施するなどして、児童・生徒の一層の健全育成に努めてまいります。

以上、神村建二議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 神村建二君。

○8番 まず最初に、ヤングケアラーの対応についてでございますが、国が公表した調査結果によりますと、先ほど述べましたように、中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%が家族の世話をしている。1クラスに2人程度の割合でヤングケアラーがいることが分かったというふうにされています。

本町においては、先ほどは答弁ですと、現在まで確認されていないと、そういうことでございますが、本町にもヤングケアラーが実際にはいるんですが、顕在化されていないのかもしれない、そういう懸念があります。

ヤングケアラーの課題としては、大きく2つ挙げられています。その一つは、家庭内のことなので見えにくいという問題です。多くは幼い頃から家族の介護やケアをしているため、こうした生活が当たり前になっている。そういうふうを受け止めて、苦しくともSOSを出せないでいると。したがって顕在化されない。こういう現象に対してはどのようなふうに見ているか、ご所見をお聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ただいまご指摘いただいたように、なかなかその家庭の中での取組が見えにくく、先ほど答弁の中では、結果として本町では報告されていないということを答弁させていただきました。ご家族や本人が自覚もしていないというようなこともあって、答弁書の中ではヤングケアラーという言葉自体を普及といいますか、お知らせしながら、自分がそういった立場になっているのではないかというようなことを自身として理解をし、それで対策を講じられるよう声を上げていただくような仕組みが必要なのかなというふうに考えております。

学校現場の状況などについては、安部教育文化課長から報告させますので、よろしくお願
いしたいと思います。

○議長 安部教育文化課長。

○教育文化課長 現在のところ、学校のほうからヤングケアラーという存在については報告が
ないところでございますが、しかしながら、学校の教職員につきましては、子供と接する時
間が長いということで、日々の変化に気づきやすい立場と言える状況でございます。

これを踏まえまして、気づきと早期発見に教職員については取り組むよう、今後とも教育
委員会としては取り組んでいくよう指導してまいりたいというふうに考えているところで
ございます。

以上でございます。

○議長 神村建二君。

○8番 2つ目の問題ですが、これは相談先がないと、そういう問題です。SOSを出したい
と思っても相談先がないこと、学校は学業での相談を行うと、ケアマネジャーは介護やケア
の対象者についての相談を行うと。結果として、ヤングケアラーの視点が抜けるために、子
供の悩みにまで相談に乗ることができない。こういう現象であります。

こういったことについては、どういうふうに判断されているでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ご質問いただいた内容で、私もそうですけれども、内部でいろいろ協議させていただ
きました。例えば兄弟がいて、年長の者が年下の面倒を見るというのは、もう当たり前にな
っているというようなこともあって、さらにそれが長期化、長時間化すれば、学業などに
も影響が出るということになるわけでありまして、我々からすれば美德のように語られてきた
部分があって、なかなか顕在化しないということもございまして、そういった意味では、ヤ
ングケアラーという言葉は我々も最近こういった形でマスコミ等で示されておりますけれど
も、もっと深く理解をしていかなきゃいけないだろうというように思いますし、先ほど安部
課長からありましたように、学校というのが一つの共通した時間を持てるわけでありまして
で、その中で相談窓口、もしくはSOSが発揮しやすいような環境に対応していくことが必
要なのかなというように思っております。

相談窓口ということではありますが、まずはヤングケアラーという言葉自体を理解してい
ただくような啓発活動に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長 神村建二君。

○8番 ヤングケアラーについては、ただいまのご答弁のように、実態が分からなければ対策も取れないというわけですが、常に地域社会の実情を把握するということに努めていらっしゃる民生委員、児童委員、こういう方たちのご協力をいただいて実態を把握する方法を提案したいと思いますが、いかがでしょう。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 民生委員、児童委員の皆さんには、地域の中で福祉的な情報収集、また声かけなどもお願いしてきているわけでありますので、より身近なところでそういった事例がないのかどうかについては、民生委員の皆さんとも一緒に勉強などをさせていただいて、ご理解をいただくよう、研修の機会などをつくっていかなきゃいけないというふうに思っています。

ご提案いただいた内容については、十分精査させていただきたいと思います。

○議長 神村建二君。

○8番 実際に本町には55名の民生委員、児童委員の方がおりまして、それぞれ担当地域を受け持っております。1人平均大体80世帯を受け持って、町内全般、全世帯をカバーしていると、そういう状況にありますので、家族の状況とか地域の実態も把握されておりますので、ぜひご検討させていただきたいというふうに思います。

それで、ヤングケアラーというのはなかなかなじみにくいということでございまして、端的に言えば家族の介護やケア、身の回りの世話をする、こういった子供たちでございまして、日本ケアラー連盟というのがありまして、ここで定義をしているヤングケアラーの事例として、10項目ほどあります。一般的な家族の介護やケア、そういったほかに、次のようなものが含まれております。

1つは、介護ケアではなくて、日本語が第一言語でない家族のために、通訳をしているヤングケアラー、こういったヤングケアラー。いわゆる通訳している。親が外国人だというような人たちの家族の通訳をしているヤングケアラー。

それから、家計を支えるために労働をして、家族を支えているヤングケアラー。家計を支えるために労働しているヤングケアラー。こういったヤングケアラー。

それから、アルコール、薬物、ギャンブルなどの問題のある家族に対応しているヤングケアラー。

こういったヤングケアラーがおりますので、見落とすことのないように注意を払っていく必要がありますが、こういった項目についてはどういうふうを受け止めておられるか、感想をお聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ただいまいただいた内容についても、十分我々としてまだ情報収集など取り組んでおりませんので、さらにご提案いただいた内容等踏まえながら、対応策について検討してまいりたいと思います。

○議長 神村建二君。

○8番 ヤングケアラーについては、冒頭申し上げましたように、国が支援対策をまとめているというふうになっております。

一方、18歳過ぎても介護が続く人がおまして、親が病気のために家族の収入が不安定だというようなことで、進学、就職の選択肢が制限される状況にあります。ですから、ヤングケアラー、18歳未満ということでございますが、18歳過ぎてもそういった子供のケアを、国、町がやっていかなくちゃならないという状況にありますので、その辺のところは考えているところがあればお聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 やはり教育現場、教育をしっかり受けられなくて、将来の進路選択が狭まるというようなことになれば、次の世代にも大きく影響を与えるわけですから、そういった負担をできるだけ早く解消できるような仕組みをつくっていくことになるのかなど。

答弁の中でも、国も具体的な支援策を検討するという方向づけが示されておりますので、こども庁の発足なども含めて、国の支援などについて十分情報を把握しながら、町としての対策などについて検討してまいりたいと思います。

○議長 神村建二君。

○8番 ヤングケアラーにつきましては、今後ますます増えていくということが予想されます。今現在、本町ではゼロということですが、しっかりと調べていただきまして、対応していただきたいと思いますが、行政ばかりじゃなくて、教育、医療関係、こういった関係者が横断的なつながりを持って、現場レベルで強力で支援を推し進めていくということが大変重要だと感じますので、そのことを強く望みます。

○議長 神村建二君。

○8番 それでは、2番目のコロナ禍の学校健康診断の課題についてでございます。

新型コロナウイルス禍で子供が治療を受ける機会が減った可能性が指摘されているわけですが、その要因として、テレビやゲームをする時間が増え、眼鏡が必要な児童が増えた。また、水泳学習がなくなり、耳鼻科や眼科へ行く機会が減ったと言われておりますが、こうい

う指摘について、実効性のある対策などを考えていけば伺います。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 先ほど答弁でもお答えしたとダブるのでありますけれども、このような実態を踏まえて、ありとあらゆる手だてを講じて、再受診に指定された子供に対しては指導してまいり、必ず受けるような仕組みを徹底してやっていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長 神村建二君。

○8番 山形県保険医協会、そこでの発表では、先ほど申し上げましたが、未受診率を診療科別に見た場合は、歯科が48%と最も高くなっています。歯医者に行かない人たちが48%もいると。

先日の新聞の投稿で、学校の歯科医の先生の投稿ですが、コロナ禍で小学校の昼食後の歯磨きが、飛沫が飛び散ることで禁止になってしまった。その学校です。その結果、虫歯や歯肉炎のリスクが増加したというふうにありました。

本町の学校での歯磨きの実態、小学校、中学校、これはどういうふうになっているか。先ほどたしか歯磨きをやっているというふうに答弁があったんですが、全生徒がきちっと守ってやっているのかどうか。そういったことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 全生徒がやっているかという調査というか、アンケートといいますか、そういう調べはしておりませんが、昼食が終わりましたら、それぞれ子供たちは自分のコップを持って歯磨きをするべく水の出るところに行っているというふうな、やっぴいという習慣づけを、学校のほうでもきちんとしなくちゃいけないなど、そんなふうにも考えているところでありますし、そういうふうな思いでやっていると、実施しているというところがございます。

またそれは、とりもなおさず朝食あるいは夕食では家庭でそのような習慣づけというのをしっかりやっていただくということで、これこそ家庭と連携して実施している非常に典型的な例かなと、そんなふうに思っております。

○議長 神村建二君。

○8番 それでは、山形県保険医協会では、コロナ禍で子供の健康の悪化が懸念されるということで、自治会では、学校とは連携して改善を図る必要があるというふうに言っております。

答弁の中では、いろいろ対策をやっております、学校医と学校、保護者、連携しながらやっているというところで、保健だよりとかPTAだより、学校・学級だより、そういった

資料の配布、それから、学校医からの医学的な話題の情報提供、こういったものを行っているということでございますが、もう少し突っ込んだ、学校医らが連携して改善を図るとい、協会のほうでは言うておりますので、そういった視点での対応策があればお聞きしたいと思います。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 学校医の方々の連携をというふうなところまでは、今のところっていないというふうな状況でございます。

実は注目しているのが、未受診になっているその要因というか、理由のところでございます。例えば歯科については、虫歯というふうにはぱっと思いつくのでありますが、虫歯の率は一昨年とほぼ同じでありまして、どちらかという歯の歯並びと申しますか、それからかみ合わせの具合がどうもというふうなところでの診断というふうな結果でございます。

歯並びと申しますと、あるいはかみ合わせと申しますと、食生活と非常に関係があるというふうなことから、食生活から、早く言えばするめのような硬いものをきちっとかんで、かみしめるというか、そういうふうな教育からしなくちゃいけないというふうなこととか、ほかにも鼻炎と申しましても、花粉症みたいな大人の人もなるものであります。時期が来るとまた収まると。また時期が来ると始まるみたいに、そういうふうな現代病的なところがありますので、なかなか治療をすればぱっと治るみたいな理由でのものが少なくなってきて、そこら辺のところをどういうふうに教育の中でやっていけばいいのかというのは、非常に頭が痛いところでありますが、いろいろ歯科医、あるいは内科医の皆様方と話をしながら、有効な手だてを考えてまいりたいと、そんなふうに思っています。

○議長 神村建二君。

○8番 いずれにしても、子供たちを守る適切な判断をしていただきまして、そして、対策を実行していただきたいと思えます。

以上をお願いしまして、質問を終わります。

○議長 神村建二君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時15分といたします。

(午前11時57分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長 第3順位の5番吉村 徹君は質問席にお着きください。

吉村 徹君。

第3順位、吉村 徹君。

(5番 吉村 徹君 登壇)

○5番 議長に通告のとおり質問いたします。

初めに、新しい議場において、心新たに今年度の鳥獣被害対策についてお伺いいたします。

昨年の鳥獣等による被害及び熊の捕獲数については、これまでにない状況となりました。今年も春先からイノシシにより水田の畦畔が掘り起こされ、その対応に苦慮したことや、熊についても県内各地において最多ペースで目撃されているとの報道があり、今後の鳥獣被害について危惧されるところであります。当町においての今年に入ってから被害や鳥獣等の目撃についての状況はどうなっているか、また、昨年の状況を踏まえた今年度の鳥獣被害対策についてどのように取り組まれるかお伺いいたします。

県においては、2021年度から5年間で計画期間とする第2期県イノシシ管理計画を策定し、近年急増する被害の減少を図るとともに、生息頭数の水準と行動範囲が適正となるような環境管理を目指し、捕獲や農地への侵入防止といった対策の在り方などを盛り込んだとありますが、本町への具体的な取組についての情報等はあるのかお聞きいたします。

その中で、被害防止対策では、電気柵やワイヤメッシュ柵などの侵入防止柵の設置と適切な維持管理の徹底、生息環境管理として、放置された果樹を伐採するなどにより緩衝林の整備を図り、イノシシが農作物や人の生活圏に近づくのを防ぎ、人的被害の防止にもつなげるとあり、各種対策は地域の実情に合わせ、住民が主体となり、集落単位で取り組むことを重要視している内容となっているようではありますが、当町においてもこれまでの鳥獣被害対策の取組とも同様の取組を行ってきていると考えられるが、集落単位での鳥獣被害対策を進めていく上でも重要なことは、財政的、技術的な支援を、その対策の実情に応じて支援していくことが必要と考えるが、町長のお考えをお伺いいたします。

熊、イノシシ、猿などの鳥獣被害については、年々増加するとともに、広域化する状況の中で、近隣の市、町との広域的連携を進めながらの対策に当たることが重要になってきていると思いますが、どのようにお考えかお聞かせください。

昨年12月議会での町長の答弁での鳥獣被害対策については、地域住民の安全確保を最優先

とし、猟友会の育成支援、捕獲駆除の徹底と電気柵などの予防施設の導入を推進しながら被害の軽減を図るとともに、被害防止のため地域全体で取り組んでいくとありましたが、住民の安心・安全な暮らしと農作物等の被害防止対策に向けた取組を切望するところであります。

次に、大変な状況の中、新型コロナワクチンの接種に従事されている皆さんに感謝申し上げます。その新型コロナワクチン接種についてお伺いいたします。

集団接種の申込みに際し、第1クールの申込みについては、電話での予約について、なかなかつながらないとの苦情が町民の方々から寄せられたことを受け、第2クール以降については、電話の回線を増設しての対応や、インターネットでの予約、また、かかりつけ医での接種が可能となるなどの中で、順調な接種状況と思われませんが、65歳以上の接種対象高齢者が5,700人と言われておりますが、最近の国の方針では、7月中に完了するようにとのこととされている中、現時点での当町での見通しについてお聞かせください。

新型コロナワクチン接種のお知らせについては、接種券の配付、町報、ホームページなどにより周知されているわけではありますが、例えば身寄りのいない独り暮らしや老人世帯の方で申込み手法がない方もおられるのではないかと考えますが、そのような方への対応についてはどのようにお考えか。また、最初から接種を受けない方についての意思確認はどのように行われるのかについてもお聞かせください。

町外医療機関に通院している方についても、その医療機関が接種を受け付けていれば接種が可能とのことですが、町外において接種した情報について、当町への報告についてはどのように行われるかお聞かせください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域経済や社会的活動が大きく落ち込む中で、ワクチン接種を要望する方への迅速な接種を進めるとともに、65歳以下の方々の接種についても早期に進めていくための取組を切望しながら、質問を終わります。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 吉村 徹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、鳥獣被害対策について、今年度の鳥獣被害対策についてであります。この春の鳥獣による被害や目撃状況としては、上小松、玉庭、大舟、朴沢地区よりイノシシによる農地の掘り起こし被害の報告を受けております。

猿による農作物の食害被害、水田におけるサギ等の被害などについては、農作物の初期生育期であることから、現時点ではまだ確認されておりませんが、玉庭、御伊勢町地区内で6

月6日に猿対策の大型捕獲おりの設置を行っております。

ツキノワグマについては、4月に大塚地区で目撃情報があった後、その後の目撃情報がなかったところでありましたが、先週末、東沢地区で目撃情報がありました。また、春に実施した熊の生息調査では、山間部に熊の足跡を確認できなかったとの報告を受けておりますが、置賜地域では1月以降、4件の出没と20件の目撃が報告されるなど、引き続き緊張が高まっております、町境を越えるおそれもあるため、注意深く監視する必要があります。

令和3年度の鳥獣被害対策については、町や猟友会、鳥獣保護管理員、JA川西支店、玉庭地区、東沢地区等の関係者で組織する川西町農作物鳥獣被害防止対策協議会を核として、被害防止対策を展開し、有害鳥獣の目撃、被害情報の収集と町民への発信、そして適正な捕獲作業を行うこととしております。

なお、令和3年度の鳥獣被害対策費として、鳥獣被害防止策として効果の高い電気柵の導入補助や、熊用箱わな、暗視カメラ等の増設、猟友会の会員拡大を目的とした狩猟免許取得支援事業費の増額など対策の強化を図っております。

次に、県のイノシシ管理計画についてであります。令和3年3月31日付で、第2期山形県イノシシ管理計画が発表されております。県内に生息するイノシシについて、鳥獣保護管理法に基づき、生息数を適正な水準に減少させるとともに、その行動域を適正な範囲で抑制し、農林業被害の軽減及び森林生態系被害の防止を図ることを目的とし、令和8年までの5年計画として作成されております。

具体的には、市町村の被害防止計画に基づき実施する被害防止活動を支援し、被害防止対策、生息環境管理及び捕獲対策を組み合わせた総合的な取組を推進することとなっております。

なお、町では、山形県鳥獣被害防止総合対策交付金による捕獲活動への支援や、イノシシ等鳥獣被害緊急対策事業費補助金によるくくりわなの維持・補修の支援を受け、また、県有害鳥獣被害軽減モデル事業の活用による電気柵の導入促進を進めながら、県のイノシシ管理計画に沿った被害対策を実施してまいります。

次に、集落単位で取り組むに当たっての支援策はについてであります。鳥獣被害対策には地域住民が一体となった取組が必要であると言われており、昨年度、米沢市山上地区では、県のモデル地区の指定を受け、地域ぐるみで有害鳥獣の被害防止に取り組んで大きな成果を上げ、先進事例として紹介されております。

本町では今年度、国庫補助を受けて県が実施する令和3年度地域ぐるみで行う鳥獣被害対

策支援事業に採択され、県のモデル地区として玉庭地区が指定を受け、イノシシ、熊、猿を主な加害鳥獣とする対策を実施することが決まりました。本事業は、地域住民が主体となった総合的な鳥獣被害防止対策を確立するため、地域ぐるみで行う活動について、ソフト面で支援を行う制度であり、被害対策アドバイザーの派遣を受け、野生鳥獣の生息調査を実施し、被害対策の実践的な研修や電気柵の効果検証等を行うものであります。

なお、これまで玉庭、東沢両地区交流センターの協力の下、有害鳥獣の生息調査や目撃情報の収集活動を行っており、その費用は農作物鳥獣被害防止対策協議会で負担しておりますが、集落単位での活動に対する支援については、今後、他市町の取組事例等を調査しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、広域連携についてであります。広域的に移動する有害鳥獣対策について、市町村の垣根を越えた連携が重要であります。山形県では、深刻化している有害鳥獣について、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカを第2種特定鳥獣に指定しており、県が主体となり市町村、猟友会、JA等の関係機関によって構成する第2種特定鳥獣連絡協議会が設置されております。

同協議会では、有害鳥獣の目撃、出没情報の共有化や、国・県の対策事業について情報提供を行っておりますが、豚熱をはじめとする広域的に対策を講じなければならない新たな脅威が発生していることから、町としては、県が主体的に鳥獣対策の広域連携を推進するよう要望しております。

次に、新型コロナワクチン接種について、7月中の接種完了に向けた取組はについてであります。集団接種では、先週6月12日で第1、第2クール1,440人の2回目の接種が終わりました。本日14日からは、第3クルールの720名への1回目の接種が始まり、今後、6月15日号町報で周知する第4クールでは、6月26日から810名の接種を計画しており、合計2,970名の方々へ接種する予定となっております。

また、町内医療機関での個別接種については、6月12日現在の予約状況が1,281名であり、集団・個別2つの接種手段で65歳以上の対象者5,700名のうち4,251名、74.6%の方々接種する見込みとなっております。

ほかにも町外医療機関での個別接種や、高齢者・障害者入所施設での施設接種も開始されており、これらの取組により7月中に8割程度の方々接種完了の見通しとなっております。

次に、接種申込みについての対応についてであります。議員ご指摘のとおり、独り暮らしや老人世帯の方で申込みにお困りの方もおられるのではないかと考えております。これま

での予約でも、周りの方が代わって申し込んでいただく例も多く見られておりました。特にインターネットによる申込みについて、分からない、できないという方がおられましたら、ご家族、地域の方々にお手伝いいただきますと大変ありがたいと考えており、町報等でご協力をお願いしてまいります。

なお、接種を希望する方に申し込んでいただく方法でありますので、未接種の方への意思確認までは行っておりませんが、申し込まない方全てが接種意思がないとは捉えておりません。今後、64歳以下の接種が始まっても、65歳以上の方々への接種を行っていくことを町報等で周知するとともに、地区交流センターのセンター報で呼びかけていただくなど、様々な機会や手法を通じてお知らせし、希望される全ての方が接種を受けられるよう積極的に対応していきたいと考えております。

次に、町外での接種についてであります。接種情報については、接種後、医療機関より国民健康保険団体連合会を通じて本町に接種費が請求され、予診票が添付されていることから、把握が可能であります。

今後、できるだけ多くの町民の皆さんに接種いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、吉村 徹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 まず初めに、鳥獣被害対策についてお伺いしたいと思います。

昨年は先ほど説明申し上げたとおりのかなり被害があって、今年はどうなのかなという状況の中で、イノシシについては、やはり田んぼの畦畔がかなり荒らされて、作付できなくて減反するしかないというような話をされている方もいらっしゃいました。また、畦畔を2回ほど直したけれども、3度やられて、もうまいったなという話も受けたところであります。

町のほうのそういった対策の中で、近隣の町村ではどのような助成とかを出しているのかなということで、ちょっと調べさせていただいたところ、飯豊町でありますけれども、畦畔に対して畦畔被害復旧支援事業というのをやっているようであります。これによりますと、畦畔の1メートル幾らという形になっているんですかね、支援していくという事業があるようであります。

やはり被害に遭った方々の話を聞くと、何とか自分でやるところまでやれるんだけれども、これ以上手間をかけるというわけにもいかないというような話もされておまして、大変な状況にあるのだなというふうに考えているところでありまして、ぜひこの畦畔の被害復旧支

援というか、事業ということで、ちょっと今年は無理としても、来年あたり検討すべきものではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 インシシ被害につきましては、春先から多くの被害があるということで報告を受けております。

なお、被害対策につきまして、猟友会巡回をしながら、点検をしながら、どうしようかということで協議しております。わな等の設置などがございますけれども、ちょっとカモシカの生息エリアと重複するということで、なかなか厳しい中で、どういう被害対策を、捕獲等の対策をしようかということで、猟友会としては検討しているところでございます。

なお、支援事業につきましては、関係機関の情報を収集しながら検討させていただきたいと思っておりますので、お待ちいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 吉村 徹君。

○5番 農家の方々から言われていたんですが、やはり自分で直すぐらいは何とか頑張ってやることはやるなりと思うんだけど、これほどの被害だと、やはりかなり大変だと思いき、深刻な話を受けていますので、ぜひ畦畔を修理するとかいろんな形での助成については、ぜひ検討していただきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、その対策の中で、電気柵がよく、今、有効ということで、電気柵の助成も行われているわけですが、飯豊町は2種類になっていまして、個人用と、あとは広域型という、結局個人用は自分のところの畑とか田んぼの周りだけという状況のようなんですが、この飯豊町で行われているのは、広域型というのは、3軒以上の農家で、そして5ヘクタール以上の面積、共同で3人以上で電気柵を設定するというものに対しても助成を出しているということが書かれてありまして、本当に電気柵についても、町は果たしか上限5万円の助成かなというように思っていますが、なかなか対策している、買ってみようかなと思ひていても、金額が5万円の助成ではなかなか足りない。だから、ちょっと諦めなきゃいけないという方もいらっしゃるようで、現在の町の助成については5万でよろしいんでしょうか、上限が。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 電気柵の設置につきましては、県と町、協調事業でございまして、県の事業、補助事業の項目としまして、10万の半額という補助金になっていま

して、その一部を町が負担するという形になっております。県の予算の割合と内示に従って、町の補助割、補助数などを決めておりまして、本年は昨年に対して1.5倍の予算を確保しているところでございます。

なお、広域的な電気柵の設置につきましては、国等の補助事業がございますけれども、なかなかイノシシにつきましては、1か所にとどまって被害をし続けるという状況じゃなくて、広範囲に動くという動きがあるものですから、なかなかわなの設置箇所をどこに設定するかということが難しいのが現状かなと考えておりますので、なお調査をしながら、その事業が取り組めるかどうか検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 吉村 徹君。

○5番 確かにどこにいるか、被害に遭うところは大体もう地域的にそんなに違わないというか、やられているほうも、例えば言えば、玉庭で言えば東沢とか中程とかという、ある程度地域も限られ、これは確かに広域的にはなっているんだけど、限られてきているところがあって、その辺の農地の方々が、一緒にまとまってやる対策を立てなければ、個人でやったら自分のところは守れても隣は守れないということで、やはり一緒の共同してやるという取組も進めていかないと、なかなか対応できないのではないかとこのように考えますが、その辺は。

助成は、町は5万円上限だと、それを確認でよろしいですね。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 ありがとうございます。

そういう状況もありまして、令和3年度は県が実施します地域ぐるみ鳥獣被害対策支援事業というものに手を挙げまして、そういう現場の検証・実証をしながら、どういう対応ができるかというものを見つけていこうという取組をやるつもりもございますので、その経過を踏まえながら、いろんな事業等に手を挙げていきたいと考えております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 ありがとうございます。

その電気柵については、飯豊町は当然山間部なのでだと思うんですが、一応これを見させていただくと、上限が20万ということになっているようでありまして、補助金額が当該購入金額の2分の1以内、上限20万という、確かに地理的な条件が違うからということもあると思うんですが、そういった、今、課長のほうからありまして、これから玉庭地区で県の支給を受けて、対策に取り組んでいくということになったようでありますけれども、これについ

では私も何回も要望した中で今回取り組んでいただいて、感謝しているところであります。

そういった中で、玉庭だけじゃなくて、今、全町的に被害があるという状況ですので、玉庭地区で研修会をやるとしても、やっぱり全地区のいろいろな関係されている方々の参加も得ながら、一緒になってやっぱり勉強していくという必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 ありがとうございます。

今回は玉庭地区の支援になっておりますけれども、本当にイノシシ対策、鳥獣被害対策は全町に広がっておりますので、関係機関の方にお集まりいただきまして、勉強会などをしていきたいというふうに考えております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 ぜひ、玉庭地区は、前回御伊勢町地区でも研修させてもらったところでありまして、今回は玉庭地区といっても地域が若干違うところでの、イノシシ等に対する研修になっていくと思うんですが、やはり研修を受けた後、その研修だけで終わりではなくて、継続的に対策を立てるような方法をぜひ検討していただければなと思いますので、その辺をよろしく願いしたいなと思います。

先ほどありましたが、広域的にやっぱり取り組んでいく必要というのは、地域もそうできて、市町をまたいだ広域的な取組ということで、先ほど町長からの答弁にもありましたが、この第2種特定鳥獣連絡協議会というのは、これは県全体の中での組織なのか、置賜地区とか限定された中での会議、体制なのかお聞かせください。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 本協議会につきましては、県が主催し、各4ブロックで開催されている会議となります。町としても先日、県のほうに重要事業要望ということで、令和4年度に向けて町の要望活動を行ってまいりましたけれども、本町ではその項目の中に鳥獣被害防止対策につきまして入れながら、新たにイノシシを入れながら、広域的な連携強化支援策についてお願いしたいという要望をしてまいりましたので、報告申し上げたいというふうに思います。

○議長 吉村 徹君。

○5番 鳥獣被害に対しては、やはりもう川西町は町単独ではなくて、やっぱり飯豊町、長井、米沢という広域的な連携があって、何をやっても防止できないという状況になってきている

んだなというふうに考えていますので、町長の答弁にもありましたように、強く要望して、県が主導でそういった広域的な対策について、対策を立てていくということで、要望されているということでもありますので、ぜひこれも強力に進めていただいて、いろんな全体的な流れの中で、やはり共通の認識を持って対策に当たっていくということが必要だなと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あとは、先ほどの、これから玉庭で行われる県の研修会についての日程等が大体分かれば、教えていただければありがたいんですが。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 すみません、今、詳細なところは分かりませんが、夏以降勉強会がスタートする予定となっております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 私もちよつと情報がまだ入ってこないの、行われるという話だけはちよつと聞いたんですが、やはりこれから早めにと思ひていたところなんです。

ただ、こういったコロナ禍という状況があつて、なかなかやっぱ講師の先生が遠くから来られないというような状況があつたりして、大変な状況にあるという話はちよつと聞いたんですが、ぜひイノシシのみならず、猿は県道8号線をグラウンドのようにして騒ぎ回っている状況がありますので、もう何とか早めに対策を立てる方向で取り組んでいただきたいというように要望しておきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

あともう一つ、鳥獣被害については、昨年度も質問の中でお聞きしたんですが、やはり熊であつたりイノシシ、特に熊なんですが、玉庭なんか防風林というんですか、屋敷の周りにいろんな林がぽつんぽつんとあつて、それが熊の隠れ場所になっているというところがあつて、それをそのうちが持ち物だから、そのうちで管理して下刈りするのが当然なんですが、皆さんご存じのとおり高齢化が進んで、なかなかそこまで手が回らないという状況があつて、熊の隠れ家になるという部分があるという話が去年あたりあつたんですが、そういったものに対する支援というか、下刈りするとかの支援等について、地域で取り組まなくちゃいけないと思ひますが、そこら辺についても今回の玉庭の研修会の中でも、ぜひ一つの話題として取り組んでいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 今回取り組む事業そのものが、地域で考えようという事業になっておりますので、そこを含めた勉強会にできればと思ひしております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 そういう形で、鳥獣被害については去年もそうだったんですが、熊はとにかく川とか中を走って歩くという性格があるようで、そこら辺の支障木の伐採とか何かも、やっぱり地域の方の対策を、一緒に地域ぐるみでやる中で、やはりある程度行政としても支援をしながら、やっぱりきれいな環境をつくって、熊を寄せつけない環境をつくっていくということも一つの対策になっていくと思うので、そういったところの研究も一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、もう一つお聞きしたかったのは、忌避剤というか、臭いでもってイノシシを寄せつけないという方法があるやに聞いたんですが、そこら辺についての情報はありますか。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 熊のトウガラシスプレーとかそういうものは分かっていますけれども、イノシシについてまだ勉強不足なものですから、分かりませんので、勉強させていただきたいと思ひます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 最初に猿の被害があったときに、オオカミのおしっこであるとか何とかという臭いをつければ来ないというような対策も、方法もあったようですが、イノシシに関して、イノシシの嫌いな臭いをまくことによって回避できるんじゃないかというような話もちょっと聞いたところでありまして、そういったできれば金のかからない形での対策もあれば、ぜひ検討していただきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、これから鳥獣被害については大変な時期になってくると思うので、また時期折々にいろんな形で質問させていただきながら、一緒に取組をとということで考えておりますので、よろしくご協力をお願ひしたいと思ひます。

次に、ワクチン接種についてお伺ひします。

町長の答弁ですと、7月中には80%、8割ぐらいの方の接種ができるということのようがありますが、国ではオリンピックの関係もあって、7月中には65歳以上の100%とか、完全に終わらすような形になるのかなと思ひていますが、そういった、国からは7月中になんぼぐらい終わらせるとかという目標値みたいなものはあるんでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 65歳以上の高齢者の皆さんで、希望される方には全て接種をするという、そういう方針を示されておるところであります。

○議長 吉村 徹君。

○5番 接種が強制的なものではないから、何%まで終わらせなんていう話じゃないということでもよろしいかと思えますけれども、やはり一番心配なのは、電話がつながりにくかった話は淀議員がおっしゃいましたので繰り返しませんけれども、やはりその申込みに関して、独り暮らしであったり老人世帯の方々が、なかなか申込みづらいという話はあって、息子さんとか家族の方がいやる人は、それこそ若い人からインターネットとかで申し込んで、父ちゃん、母ちゃんのは頼んだよという話は聞いたんですが、ところがやっぱりなかなかそういった身寄りもないという状況の方がいるとすると、そういった方がなかなか申込みづらいのかなと思っています。

それで、町長の答弁にもありましたが、申し込まない人全てがやらないということではないというふうにありましたが、そういった実情を何とかつかんでいただく方法というのはあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 予約し、また接種済みの方々の情報把握というのは、どういう形でということになるわけでありまして、それについては金子健康子育て課長から説明させますけれども、タイムラグがあるということがあります。予約システムで登録された番号というのは国のほうにいて、実際に接種した者、接種された方の把握については、やっぱりどうしても町のほうの情報集約が遅れているということがあります。

今後の考え方なんですけれども、64歳以下の方々にもだんだん始まりますけれども、65歳以上の方をやめるということではないので、例えば60歳以上の方は予約してくださいという形で、高齢者の方も一緒に同じような形で予約できるような情報発信などをして、できるだけ多くの皆さんに接種できるような環境にしていかなきゃいけないなというふうに思っております。

情報の把握等については、金子課長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○議長 金子健康子育て課長。

○健康子育て課長 打ったか打たないかという確認でございますけれども、町で実施する集団接種につきましては、町民の方だけでございます。こちらで受付から当日の接種まで一貫してさせていただいておりますので、どなたが打ったかは分かる状況になってございます。

ただ、町長が言ったタイムラグが発生するというのは、町外の医療機関で接種した場合、こちらに関しては、答弁でも申し上げましたが、後日医療機関から町のほうに国保連を通じ

て請求が来る段階で、どなたかが町外で打たれたのかというのは分かることになります。

そのほか、本当の県外地で、勤務の関係でいらっしゃる方とか、病院で入院中で接種を受けるような方もいらっしゃるれば、そういう方に関しても、今、申し上げたような中身で来るわけなんですけれども、医療機関が月末締めで次の月に請求が来る場合だけとは限らないものですから、なかなか時間がかかってしまうということになります。

国のほうでシステムは開発しているんですが、その中では個人情報というのは、限られた個人情報になるものですから、それをこちらのほうで、お名前と生年月日と住所と全て兼ね合わせてマッチングするという作業がこちらでしなくてはいけないということになるものですから、それにつきましても若干時間がかかってしまうというのが発生しております。

将来的には、時間がかかりましても、打った方と打たない方というのが分かることとなりますので、その段階では打たなかった方に対してこちらのほうで何らかの形で確認する作業も、将来的には出てくるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 今、町外で打った場合の質問をしていたわけですが、自分もかかりつけ医が米沢にあるということで、米沢の医院で接種を受け付けていけば、そこでやってもいいですよという話だったものですから、そこへ行ってようやく取れたという状況がありました。

ただ、町内の方々、なかなか町内のかかりつけ医は大丈夫なんでしょうけれども、例えば米沢とかにかかっているのでは打てないだろうというふうに、大方の方がちょっと誤解している部分があるようなので、ぜひその辺あたりの周知も行っていただきたいなと思います。

それと、ただ、やはり米沢市にかかりつけ医があって、その先生がやっていたものだからということで、お願いしますということで話をしたら、うちで受け取っている薬が限られているもので、米沢市の市民を中心にしてやっているの、川西町の方は川西町の集団接種のほうでやっていただきたいという医者の方方もいらっしゃるようで、そこら辺がなかなかちょっと統一が取れていない部分があるのかなと思っていたんですが、そこら辺についても何かいろんな情報交換の場があったら、ちょっとそこら辺も、かかりつけが米沢であれば、そこで接種を受け付けていけばいいんですよというところを明らかにした形で、もうちょっと周知していったほうが、接種率も上がっていくのかなというふうに思っていますので、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長 金子健康子育て課長。

○健康子育て課長 町外の先生方につきましては様々なお考えもあるということで、私どものほうでは町内・町外かかわらず同じような形の周知ということで、かかりつけ医のいらっしゃる方については、お医者さんのほうにお聞きになってくださいという周知をさせていただいております。

なお、前回は申し上げたかと思うんですが、置賜管内の各市町村とはお話をしながら、各市町村にある個人医院の先生方には、原則市民だろうがそれ以外だろうが、とにかく先生方のご判断で接種をしてくださいというふうな形で周知をすると、各市町村の先生方にそういう周知をするということで調整はしているところです。

川西町の先生方にも、こちらとしては、そのお話にあったように、町民の方を中心に打っていただきたいという気持ちはあるものの、先生方にとっては皆さん同じ患者さんでございますので、そこら辺はどうぞ接種してくださいということを、川西町では申し上げております。

なお、川西町の先生方でも、ご自分の患者さんをほぼほぼ予約で接種をする方針になっていらっしゃる先生もいらっしゃるものですから、かかりつけ医がいない患者さん方につきましても、紹介いただければ接種しますよと言っているお医者さんがいらっしゃいます。こちらに関しては、6月15日号の町報で、どこの医療機関がかかりつけの患者さん以外にももう予約可能ですよということで周知をさせていただくこととしております。ただし、既に電話等で問合せのある方に関しては、町の集団接種、これからもスケジュールを組みますが、もしお待ちになれないということであれば、ただいま申し上げたかかりつけの患者さん以外でも受けるという医療機関のご紹介もしながら、聞いていただくようにお話をしているところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 今、8割近くになっている状況の中ですし、これから今度65歳以下とか64歳以下の方々が始まるわけなので、やっぱりそういったこれまでの経験を基に、やっぱりそういった個人医者のかかりつけ医でなくても、個人医院でやっていただけたところなんかが出てくれば、一気に若い人たちにもワクチンの接種ができるような条件が出てくるのかなと思っています。

やはり65歳でも、私たちが一番重症化するおそれがあるので、ワクチンは最初に始まったわけなんだけれども、やっぱりただご存じのように、若い人が拡散しているというか、そういう状況があるわけなので、やっぱり同時並行的に早めに接種が終われるような段取りをし

ながら進めていくということが、今後大事なんだろうなと思っていますので、そういった取組を強めていただきたいという、ただ、ワクチンの数がどれだけ来るかという問題はあると思いますが、お願いしたいなと思います。

最後になりますけれども、やっぱり人によってはアナフィラキシーというか、副作用が怖いので、私は受けないという方がやっぱり結構いやったんだなというふうに、悩んで思っています。やっぱりそういった方々も安心して打てるような条件を、もうちょっと検討していただきたいというふうに考えているところでした。

そういった意味で、これまでの7割ほどの接種の中で、そういった深刻なアナフィラキシー的な症状とかというのは、あったような情報というものはあるのでしょうか。

○議長 金子健康子育て課長。

○健康子育て課長 私どももかなり心配をしながら、接種をいただく先生方と協議をしながら、会場に万一アナフィラキシーのショックが出たときの対応の仕方ですとか、消防の救急救命隊にも実際に来てもらって、会場の設営のときにご意見をいただいたりとか、どのようにして素早く患者さんを搬送するのかというようなこともさせていただいたんですが、おかげさまでいいですか、今までアナフィラキシーの症状が出たという方はいらっしゃらなかったです。

ただ、もう一つ申し上げますと、血液さらさらの薬を飲んでいらっしゃる方は、なかなか血が止まらないおそれがあるものですから、基礎疾患がある方の中には、15分ではなくて30分経過観察で残っていただく方もあるんですが、特に血液さらさらの薬を飲んでいらっしゃる方には、患部をきちんと押さえた上で30分残っていただくような、そのような措置もしながら、状況把握、経過観察に努めているところでございます。

なお、中には、私も受付などをしながら、注射が嫌いなので受けたくなかったんだけど、息子さんに言われて渋々予約を取って来たんだという方もいらっしゃったんですが、お帰りのほうに聞くと、いや、ちくつとしたのかどうかも分からないと、実際に打たれたんだか分からないなんていう冗談を言って帰られる方もいるぐらいで、注射そのものはそんなに痛くないというふうに聞いています。

ただ、これから若い世代になりますと、医療従事者の方々が、若い方が倦怠感に襲われたり、熱が出たりということがあるようでございますので、町民の方にも、これから若い方々が接種する場合は、熱がどうも出る方が多いようだとか、そのような話もしながら接種していきたいと考えてございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 やはりこれまで打った方の話なんかを聞くと、そんなに痛くはなかったという、多分ちょっと腕が痛かったとかという方がいるような状況だなと考えていますので、そういった精神的に心配している方もいらっしゃるということもありますので、そこら辺も何とか、これまでもそんなに大したことはないので、安心して打てますよというような流れの雰囲気をつくりながら、接種できる環境もつくっていければいいのかなと思っています。

本当に今、経済がコロナによって、町内の商店の方々も大変な状況にあるという中でありますので、やはりワクチンが有効な治療薬であるとするならば、やはりそれを早めに皆さんで打って、すぐに経済を立て直していく環境をつくっていくということが今後とも大事だというふうに考えていますので、今後ともひとつご検討いただきながら進めていただけますようお願い申し上げます、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 吉村 徹君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時20分といたします。

(午後 2時06分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時20分)

○議長 第4順位の2番遠藤明子さんは質問席にお着きください。

遠藤明子さん。

第4順位、遠藤明子さん。

(2番 遠藤明子さん 登壇)

○2番 本日最後の質問でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長宛てに通告のとおり質問いたします。

高齢者健康福祉計画、介護保険事業計画について。

今年3月に策定された川西町高齢者健康福祉計画(第9次)・川西町介護保険事業計画(第8期)では、団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、高齢者人口がピークを迎え、85歳以上の人口が急速に増加する予測です。本町の高齢化率を見ると、2020年は37.9%が、2040年には46.4%と人口の約半分が高齢者

となります。家計を支え働く現役世代の減少や負担増加等、厳しい将来の姿が想像されます。また、独り暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、さらには認知症高齢者の増加など、介護サービスの需要はますます高まり、介護支援や生活サービス提供体制が追いついていかなくなるのではと心配いたします。

2020年の要介護・要支援者の認定率は18.3%と前年より上昇傾向にあり、県の中でも高いほうの順位であります。要介護2以下の軽度認定者が増加傾向にあり、介護予防事業の拡充が必要とのことですが、現在、百歳体操や認知症カフェ等の事業を行っておりますが、他にどのような拡充を考えているのかお伺いいたします。

また、コロナ禍の中で、介護予防事業をどのように推進していくのかお伺いいたします。

第8期計画では、第1号被保険者認定率の目標指数を2021年、2022年は18.0%以内、2023年には17.9%以内と策定されていますが、今後、介護ニーズの高まる高齢者人口の増加が見込まれますが、目標の数値は大丈夫なのかお伺いいたします。

単身または夫婦のみの高齢者世帯の方々にとって、ごみ出し、調理、買物、掃除等の生活に密着した日常に不便を感じていると聞きます。基本目標である地域における生活支援や支え合い体制の推進では、公的な福祉サービスの充実のほかに、支え合いの体制づくりが重要で、自治会との連携協力がもっとも大切だと思います。

ご近所同士の支え合いや声かけ、見守り活動につなげながら、支え合いの輪を広げていく仕組みづくりが重要ではないでしょうか。町長の見解を伺います。

介護老人保健施設かがやきの丘の要支援認定者の入浴提供を終了することについて。

国の法改正に伴い、介護老人保健施設かがやきの丘では、長期利用の介護予防リハビリテーション（要支援認定の方を対象）の見直しが行われることになり、要支援1・2の方への入浴提供を令和3年10月1日から終了されます。今後は、身体能力改善に重点を置いた体操やレクリエーション等のプログラムに変更していく予定であるとの周知が利用者家族にありました。

現在の要支援認定を受けている方は約30名とお聞きします。デイサービスを利用されている高齢者の皆さんにとって、お風呂に入れることは好評なサービスだったので、大変ショックを受けているとの声を聞きます。独りでお風呂に入るのが困難な方や、介助する家族も高齢だったり、家庭の事情は異なりますが、入浴提供が終了することでデイサービスに行く意欲すら薄れ、元気を失いがちになり、何よりも家族の負担増につながるのではないかと心配されます。

全ての高齢者の健康と幸せを維持するため、よりよいサービス機関となりますよう、ぜひご査収のほどよろしく願いいたします。

最後に、射撃練習場にトイレの整備を。

イノシシ、猿などの鳥獣被害が年々増え続け、猟友会の皆さんのボランティアによる活動に頼っている現状です。現在の会員数は35名で、そのうち2名の女性会員がいると聞きます。射撃練習場は、上小松塩の沢地区の山あいの斜面にあり、練習を行っていますが、トイレが整備されておらず、特に女性は困っているとお聞きします。衛生面からも改善すべきです。練習しやすく女性にも優しい、また、担い手不足解消の一助になるのではないのでしょうか。町長にお伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 遠藤明子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、高齢者健康福祉計画、介護保険計画についての1点目、介護予防事業の拡充についてであります。本町の人口構造は若年層が減少している反面、高齢化率の増加によって少子高齢化が進展しており、2020年10月1日現在の高齢者人口は5,596人、高齢化率は37.9%となっており、おおむね3人に1人が高齢者となっております。

今年度から3か年の第8期計画策定に当たっては、団塊の世代全てが75歳となる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備が必要となっております。

介護予防事業の推進に当たっては、運動機能、認知機能の維持改善だけでなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできる地域づくりが重要と考えております。

昨年度は山形県の専門職派遣事業を活用し、通いの場の代表者を対象に、理学療法士による運動の研修会を開催しましたが、今年度はリハビリテーション専門職派遣事業に取り組み、通いの場等に理学療法士や作業療法士等を派遣し、高齢者が身近なところで介護予防に取り組み、自立した生活を持続できるよう介護予防活動を推進してまいります。

また、高齢者の重症化予防として、保健、医療の専門職が自宅を訪問し、日常の生活動作や移動等の住宅環境整備、生活機能の向上などを目指す短期集中訪問型サービス事業にも取り組んでおります。

百歳体操をツールにした住民主体の通いの場は、コロナ禍の中においても町内で新たに2か所が開設され、37か所になるなど、広がりを見せております。継続して週1回の通いの場に通うことで、自立した生活を継続することができており、今後もさらに通いの場の立ち上げや継続のための支援を行ってまいります。

また、個人で取り組む運動だけでなく、地域の高齢者がお互いに励まし合いながら楽しく交流する機会は大切であります。住民主体の通いの場と並行して、介護認定を受けていない方を対象にした町主催のさらに元気アップ教室やすこやか塾等の介護予防事業について、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、コロナ禍での介護予防事業の推進はどうかについてであります。まずは3密を避けるなど、新しい生活様式で掲げる諸条件をクリアすることが必要と考えております。したがって、住民主体の通いの場やボランティア会が実施する高齢者サロンの主催者には、マスクや消毒液を配布するとともに、小まめな換気、会食の自粛、参加者の体調確認や名簿の提出等の対策を徹底いただいております。今後も感染防止対策を取りながら介護予防事業を推進してまいります。

次に、第1号被保険者認定率の目標指標はについてであります。この指標は65歳以上の第1号被保険者に占める介護認定者数の割合を、人口推計を基に求めているものであり、第8期計画においては、65歳以上の人口が3年間で5,643人から5,623人に減少するものと推計しており、認定者数も僅かに減少するものと捉えております。

令和2年度の認定率18.1%を踏まえ、第8期計画においては、様々な介護予防事業を実施することにより、令和5年度の目標認定率を17.9%に設定しております。

この目標を達成するために、介護予防事業に重点施策を設け、特に介護認定を受けていない方や、要支援から改善を目指す方に対しての支援強化、専門職を活用した自立支援と重度化防止の取組など重点的に取り組んでまいります。

次に、地域における生活支援や支え合いの体制の推進についてであります。国が示す地域包括ケアシステムにおいては、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように、地域内で助け合う体制づくりを目指しており、それぞれの地域の実情に合った医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制を目指しております。

特に介護予防、生活支援については、老人会、自治会、ボランティア、NPO法人等が主体となり、カフェやサロンの開催、配食と見守り、安否確認等を行います。介護予防サービ

スを積極的に活用し、要支援の方も自宅で暮らしていけるよう体制を整えることが求められております。

これを受けて、町では、各地区に生活支援コーディネーターを配置し、地域との連携を目指しながら、地域の高齢者の生活支援のニーズの集約に取り組んでおります。また、地区ごとの特性や必要とするニーズが異なることから、各地区の生活支援コーディネーターとの定期的な情報交換を行い、情報の共有やコーディネーターとしての資質の向上を図りながら、ご近所同士の支え合いや声かけ、見守り活動につなぎ、地域の支え合いの輪を広げております。

このような輪の広がりにより、地域の単身世帯へのごみ出し等の生活支援を通じた安否確認につながっている事例や、生活支援コーディネーターを窓口として、地域の様々な方が連携して解決を図るなどの取組が報告されております。今後、地域における生活支援や支え合いの体制づくりを一層進めるため、先進事例を研究するとともに、町内にモデル地域を設定するなど、町民の方々と課題を共有し、参加、協力を得ながら、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

次に、介護老人保健施設かがやきの丘の要支援認定者を対象に入浴提供を終了することについてであります。令和3年度、国は高齢者の自立支援、重度化防止の取組の推進や、制度の安定性・持続可能性の確保の観点等から、介護報酬を改定しました。

この度のかがやきの丘の通所リハビリテーションにおける要支援者の入浴提供の終了等については、報酬改定の趣旨や介護保険制度の目的に沿って判断されたものと伺っており、この入浴サービスが終了することにより、不安を抱いておられる利用者、ご家族がいらっしゃるということもお聞きしております。

このため、担当のケアマネジャーを通して、当該事業所通所リハビリテーションを利用されている要支援者39名の方について、10月以降の入浴に関して状況を確認いたしました。その結果、約半数の20名が自宅での入浴が可能との回答があり、6名が身体機能低下や状態の悪化で介護度の見直しを行っている状態であり、残りの13名はケアマネジャーと代替サービス等を調整しているとの回答でありました。

町としましては、利用者の身体状況やご家族の介護力、浴室の環境等を踏まえ、訪問介護の活用、通所介護事業所への変更、短期入所の利用などを担当ケアマネジャーと検討し、適切な支援が受けられるよう努めてまいります。

また、当該事業所では、今回の改定を踏まえ、要支援者の方々の身体能力改善に重点を置

きながら、自立支援につながるプログラムに変更する予定と聞いておりますので、町としてもサービスの質の評価やデータ活用を行いながら、より質の高いサービスを提供していただくよう要請していきたいと考えております。

次に、射撃場にトイレの整備をについてであります。川西町塩ノ沢射撃場は、昭和35年に現在のNPO法人米沢猟友会川西ブロックが整備し、管理運営をしている施設であります。

同施設は、狩猟技術の向上と銃器取扱いの安全性の確保訓練を目的に整備され、施設の保全管理と機能の充実を図りながら、長年活用されてきました。現在、山形県公安委員会の許可の下、5月から10月の日曜日と祝日に限り開場し、おおむね年間30日の利用日となっております。猟銃や空気銃を所有する猟友会会員35名と一部町外の方が利用しているとの報告を受けております。

議員ご指摘のトイレの設置についてであります。利用者であり施設管理者である猟友会の方々と意見交換を行い、設置の是非を含め検討してまいります。

以上、遠藤明子議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 初めに、介護予防事業の拡充の件でございますけれども、ますます高齢者の人口が増えてくると。そして、様々な介護予防に関する事業を多く重ねながら、高齢者の介護を防がなくちゃいけないという体制でございますけれども、これまでにやってきた百歳体操、最寄りの民間でやってきた百歳体操が、まずは一番分かりやすいかと思いますが、コロナ禍によって一時その活動を停止されたとお聞きします。今の現状はどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 昨年来コロナウイルス感染症がはやりまして、各百歳体操のほうにも感染対策を練っていただくということで申し上げておりますが、現状ではその影響の中で、一旦中止をしたとか廃止をしたというところもございますが、継続して続けていらっしゃる場所も引き続きあるような状況でございます。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 この文書の中では、新しく2か所が開設されて、今現在37か所になっているというところのようすけれども、閉所したというか、やめたというところもあるということよろしいわけですか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 さようございます。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 そのやめたというのは、やっぱりお年寄りが集まってくるのが大変だったとか、そういった通いの場の拠点の使い方というか、それが問題だとかそんなじゃなくて、一回ちょっと停止したことによって、なかなか集まりにくくなったというのがその要因だったわけでしょうか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 百歳体操につきましては、主体的な集まりということでやっておりますが、その主催する方が、やはりちょっとコロナのこの中では、開催していくのが不都合だろうということの判断をされたようで、今のところ中止をされているというふうに伺っております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 コロナ禍も一旦落ち着いてくれば、また皆さんが集まって楽しく交流をするような通いの場になっていくのではないかなという希望も含めまして、思うところがございますけれども、町としては、一応またそれ以上に、今までの37か所以上に広げて行ってほしいというような形で、今年度も臨むということによろしいわけですね。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 今までもコロナが始まりまして、町長からも、できるようにして継続してやっていくんだと、コロナがあったからすぐやめるのではなくて、継続してやっていくように頑張りなさいというふうにご指示をいただいておりますし、これからもその地域地域で足りないところについて、この百歳体操を広めていきたいというふうに考えております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 なぜこの百歳体操にこだわるかといいますと、やっぱり住民主体となる通いの場、これが一番まとまりやすいというか、住民の方々、お年寄りの方々が常に自分の身近に集まりやすい拠点が、この百歳体操なんだろうなというふうに思うわけです。いろんな町での事業、介護予防の事業とか行っておられますけれども、身近な本当の場所でのこういった事業こそ、大事にしていかなくちゃいけないんじゃないのかなと思うものですから、ここのところはもっと柔軟にというか、優しく見守りながら増やして行ってほしいなというふうに思います。

それから、町で行っている介護予防サービスの町主催によるさらに元気アップ教室ですとかすこやか塾ですとか、そういったサービス事業がございます。これをよく行ってみますと、女性の方の参加者が多いなというふうに思うんですが、男性の方も半分くらいは来ているん

でしょうか。男性も取り組む何か策とか、そういった活動はなさっているのかお聞きしたい
と思います。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 議員ご指摘のとおり、百歳体操も含めまして、やはり男性の方はちょっと少
ないのかなというふうには思っております。ただ、大塚のほうのセンターで実施しておりま
すところは、俳句であるとかそういうような特別の趣味をお持ちの方なども加わって、この
百歳体操を並行してやっというところもございますので、そういうところを
見習いながら、ほかの地区にもご紹介を申し上げるとか、広がりがあるような、男性の方も
入れるようなものも研究をしてみたいというふうに考えております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 ぜひ男性も方も大いに参加していただいて、健康を維持していただけるように、よろ
しく努めていただきたいと思います。

今年度の町の取組の中で、リハビリテーションの専門職に当たる派遣事業、これにも力を
入れていくということですが、これは通いの場に、例えば百歳体操の現場に講師とし
て招いて、様々な専門職の介護予防に適するメニューで教えていただけるというような中身
でよろしいでしょうか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 さようでございます。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 これまで取り組んだ百歳体操、ただの健康を維持するだけの体操じゃなくて、もっと
今度さらに一歩進んで、自分の身の回り、健康に対するいろんな知識やサポートなどにも工
夫していただけるということで、これはぜひ続けていってほしいものだなというふうに思う
ところでございますが、この講師を派遣するのに、何か費用的なところで住民側に負担がか
かるようなことはあるのでしょうか。派遣を依頼するのにお金がかかるとか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 専門職の方なものですから、やはり費用弁償ということで町でお出ししま
すが、これは介護保険特別会計のほうの予防支援というところの中に入っております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 そうしますと、その支援するという報告事項とか、住民側に開催する、主催する側に
その報告義務があつて、終わった後の報告書を書かなくちゃいけないとか、そういった縛り

とか何かがあるのでしょうか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 縛りではないんですが、その内容について一応お話を聞きしております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 ぜひお年寄りの方は、いろんな報告書を、町のそういった事業の取りまとめとか、書くことというのは非常に嫌がるものですから、そういうサービスがあっても受けないわとか要らないわなんていうこともなきにしもあらずですので、そこら辺も苦慮しながら、どうぞお年寄りのために頑張っていただければありがたいと思います。

それでは、この計画書の中で、認知症高齢者の推移が年々上昇しているという傾向が書かれてあったんですが、2020年から18.3ということであれですが、2015年からの5年間で50人ぐらいの要介護3以下、軽い人が上昇していると。軽度認定者がそのぐらいちょっと高めにいるということで、それ以上の要介護の認定の重い人は、横ばいであるということですが、これについては何か取組ですとか、何か町のほうで苦慮しているというか、そういうことはあるんですか、取組で頑張っているとかそういうところなんかはありますか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 要介護3というふうになりますと、自宅というか施設というふうな方向になる可能性があるものですから、町のほうでは介護保険の中で施設であったりそういうところでやっていくものというふうにお見受けいたします。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 なお、認知症については、誰もがなりたくはないわけですがけれども、どうしてもやっぱり軽度の認知症にはなっていくという可能性もこれからあると思いますので、こちらのほうにもぜひ力を入れて、事業の中でも様々なツールがあるかとは思いますが、認知症予防のツール、勉強していただいて、積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 国のほうでも認知症の施策推進大綱というのを出してございまして、オレンジプランというのもつくっておりますから、そちらのほうも研究をしながら、川西町の政策のほうに注入をしていきたいというふうを考えております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 ぜひよろしく願いいたします。

地域における生活支援や支え合いの体制の推進ということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

この高齢者保健福祉計画書の中に、高齢者を取り巻く現状の分析というのが書いてありまして、一般高齢者の地域活動への参画意向というのが、65歳から79歳の方は6割と、大変地域活動に参画してもいいという、そういう意思表示を持っている方がいらっしゃるんです。こういった元気な高齢者の方が生活支援の担い手になりながら、いろんな様々な取組に参画していただいて、一緒に巻き込みながらやって、みんなで地域のお年寄りを支えていくような、そういった体制が必要かと思うんですけども、様々な事業者、そして町としては、その中でも専門職の方、いろんなボランティアの組織の方々とか、様々な方々が介護予防のための事業で苦慮して頑張っておられますが、地域にある本当の身近な元気なお年寄り、この方を活用するというか、一緒になって頑張ってもらって、そういった支え合い、そういう形が一番望ましいのではないかと思います、町長、そこら辺どのようにお考えですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 介護保険事業、さらに保健福祉計画の中でも、地域の支え合いというのを一つのテーマにしております。国のほうも地域包括ケアシステムということで、様々な資源を互いに有機的に結びつけながら、自立した在宅といいますか、地域での生活が継続できるように支援しましょうというふうになっておまして、町でもそのような形で推進をしていかなきゃいけないというふうに考えております。

議員からご指摘のあったように、地域での支え合いというのはいろいろ課題もありますけれども、長年一緒に地域で生活をされてきたという顔見知りの関係でありますので、そういう意味ではいろんなネットワークといいますか、人とのつながりというのもお持ちでありますので、そういう意味では地域の安心感といいますか、一人一人の安心感につながるのかなと。

私自身強く感じるのは、ケアできる世代とケアを受ける世代でありますけれども、これはいつもバトンタッチをしていくんだらうと、自分がお世話をさせていただいて、今度は自分がお世話をされる側に回っていくんだらうと、そういう形で地域の皆さんが共通理解に立って、何か一方で負担するというのではなくて、互いに助け合いながら継続して地域が成り立っていくという言葉での支え合いというのを、理解を深めていただくような機会をつくっていく必要があろうかなと思っております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 ぜひ、そのような形になれることは素晴らしいことだと思います。それに向かって頑張っていたきたいなというふうにも思います。

町のほうでも各地区のほうに生活支援コーディネーターを設置して、様々地区ごとまとめながら行っているということもお聞きしておりますが、ぜひその方などを窓口にしながらも、いろんな方が交流できるというか、関わり合える、そういった体制をつくっていただきたいと、そういうふうにも思います。

これからモデル地区なども検討しているということではございますが、本当は自分の身近にそんな場所があれば、誰でも安心して自分の親を、年寄りをそこに置いておけるというように、そういった生活空間になれば、地域の皆さんがそのためにやっぱり協力していくという形づくりにもなっていくと思います。ぜひ完成させていただくように、まずは形を見せていただきたいなというふうにも思います。よろしく願いいたします。

それでは、かがやきの丘のほうに話を進めていきたいと思います。

こちらのほうの事業所さんの様々な事情でのサービスでございますので、どうこうということではないわけですが、やっぱりお年寄り、高齢者にとりましては、お風呂に入ることというのはすごい癒やしなんですよね。それが要支援の方、1・2の方だけが対象から外れるということになると、すごくがっかりだというお話をお聞きしました。事業所のほうも頑張っていて何とかという、その代替のサービスを考えていくということではありますが、町当局のほうでもぜひそこにも一歩踏み込んでいただいて、要支援者が、認定者が減らず、またそうならないための、そういう策の一助にもなると思いますので、そののところ、何とかいい策というか案があればなというふうにも思うわけです。

お風呂というのがやっぱり一つのポイントですので、なかなか難しということもあろうかと思いますが、現実、やっぱり年寄りを持つ自分としては、なかなか家でそのサービスというか、親をお風呂に入れてやるんだということは難しいことだと思います。それがだんだんと悪影響というか悪化して重度につながっていくとか、そういうことにもつながっていくのかなとも思いますので、事業所さんなどとももう一度検討を重ねて、よりよい代行策というかを考えていただければありがたいなというふうにも思います。よろしく願いしたいと思います。

何か今、考えていることはありますか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 議員がおっしゃられますように、事業所のほうとも情報を密にしまして、そ

れぞれが利用者への対応策を講じられるようにやっていきたいというふうに考えております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 ここについては、とにかくお願いをするしかございません。よろしくお願いいたします。

最後でございますけれども、射撃練習場にトイレを設置してほしいという件でございます。

射撃練習場、ここに書かれてあるように、管理運営は猟友会の川西ブロックさんが管理をしているというところでございますが、この山形県公安委員会の許可をもらって、5月から10月の狩猟期のあたりに練習をする、日曜日と休日に限り開催ということは、それ以外は使っちゃいけないわけですか。ちょっとお聞きします。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 この施設につきましては、警察の管理の下で運営されている、許可の下で運営されている施設になりまして、その許可条件が日曜及び祝日となっておりますので、平日については利用できなくなっております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 おおむね年間30日の利用となっておりますが、30日ぐらいしかないわけですか。日曜日だったら、例えば一日何時間とか、そういう制約はあるわけでしょうか。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 日曜日の8時半から4時半までの時間帯となっております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 内谷課長はその場所に行ったことがありますか。ちょっとお聞きします。

あそこ、チェーンが張られていて中を見てこられないものですから、私、中まで見られなかったんです。その場所ですとか、トイレはまずないということと、用を足したくなる時というのは皆さんどういふふうになさっていたんでしょうか。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 施設内には確かにトイレはございません。利用者の方は、大体午前・午後で練習していかれるようですけれども、コンビニに行ってドリンクを買う際にトイレに行ったり、あとは近くに犬川公園、河川公園がございますけれども、あそこにトイレがございますので、そういうものを使っているとお聞きしております。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 近くではないですけれども、あそこまでは結構あります。コンビニといってもコンビニも遠いです。そこら辺もちょっと考慮していただければなと思いますけれども、ぜひトイレを設置してほしいという声が、私、猟友会の方からちょっとお伺いしたものですから、今回ちょっとこういった場で発言させていただきました。

女性の方もいらっしゃるということで、毎回そういうことでなかなかトイレがないものだから、練習に来るのも怠るというか、あそこを使いたくないわみたいなことを言われるなんということもお聞きしたものですから、ぜひそういった形では何とか改善できないものかなというふうに思うんですが、これも管理につきましては、猟友会の方々の話にはなるかと思いますが、例えば仮設のトイレなどとか、そういった形でその期間だけ何とかするとか、そういうことにはならないわけでしょうか。いかがでしょうか。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 猟友会の方とお話をしました。仮設トイレとかいろんなことを想定しておりますけれども、維持管理がかかる、費用がかかるという部分がございます、基本的に猟友会の方々の管理施設がございますので、維持管理については猟友会の方にご足労をお願いしなければなりませんので、その管理ツール、費用含めて、少し検討させてもらいたいという、猟友会の方から話を聞いておりますので、ちょっとそこら辺時間をいただいて説明しながら議論を深めたいというふうに思います。

○議長 遠藤明子さん。

○2番 女性会員もいらっしゃるということですので、どうぞ前向きに何とか改善策を見いだしていただきながら、もしかすると猟友会にたくさん会員として入ってこられる希望もあるかもしれません。あることを期待しながらですけれども、トイレ、そこら辺を猟友会のほうと話を詰めて、何とか支援のほうよろしくお願ひしたいものだなというふうに思います。

こちらのほうでは、いろいろ今回お願ひ事ばかりではございましたけれども、高齢者のほうの問題につきましては、どうかその住民の方々の支え合い、町民の方々も一緒になった支え合いの形、構築をしていく、これが大事かと思っておりますので、話を進めていただきたいというふうに思います。

私からはこれで質問のほうを終わります。ありがとうございました。

○議長 遠藤明子さんの一般質問は終了いたしました。

以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、第5順位以降の2名の方の一般質問につきましては、明日の本会議にて行いますの

で、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長 これをもって本日の会議を散会いたします。

(午後 3時08分)